協議事項1 (即付議議案第45号)

1 協議事項名

徳島県教育振興審議会に対する諮問について

2 協議理由

徳島県教育振興審議会設置条例第1条に基づき,徳島県教育振興審議会に 対し別紙のとおり諮問する必要があるため

3 関係法令

徳島県教育振興審議会設置条例(平成6年徳島県条例第20号)

教育創生課

徳島県教育振興審議会会長 殿

徳島県教育委員会教育長 榊 浩一

徳島県教育振興計画の策定について(諮問)

このことについて、徳島県教育振興審議会設置条例第1条の規定に基づき、次のとおり 理由を付して意見を求めます。

理由

本県では、平成27年12月に「徳島教育大綱」を策定後、その行動計画である「徳島県教育振興計画(第3期)」を平成30年3月に策定し、本県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んできた。

この間,少子高齢化の急速な進行や,デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展,新型コロナウイルス感染症の影響など,社会情勢はめまぐるしく変動し,社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変化する状況が生じつつある。

こうした中,誰一人取り残さない「個別最適な学び」と学校ならではの「協働的な学び」の一体的な充実,GIGAスクール構想によるICT化への対応,さらには持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた教育活動など,新たな価値を創造し,未来を切り拓く力を身につけさせる教育の実現が強く求められている。

そこで、新時代への潮流を踏まえた「新たな羅針盤」となる次期「教育振興計画」は、「教育大綱」と一体的かつ機動的に推進できるよう、その計画期間を4年間とし、「教育大綱」で示される本県教育の基本方針に基づいて、今後講ずるべき施策等を定めるため、諮問を行う。

徳島県教育振興審議会設置条例

(平成六年三月二十八日徳島県条例第二十号)

(設置)

第一条 徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、徳島県の教育の振興に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、徳島県教育振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第二条 審議会は,委員五十人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第三条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

- 第四条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

- 第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと する。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 徳島県産業教育審議会条例(昭和六十年徳島県条例第三十二号)は、廃止する。